

保 護 者 様

令 和 元 年 9 月 6 日

京都市立南大内小学校
校 長 岩 井 勝

気象警報に伴う非常措置についてのおしらせ

平素より本校教育推進に多大なご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、報道などでご承知の通り、太平洋上に発生した台風15号が、8日(日)から9日(月)に本州に接近・上陸する見通しとなりました。近畿地方でも暴風や激しい雨になることも予想されています。

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。なお、9日(月)の給食は、通常給食を予定しています。

記

1 登校前に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時50分）から始業
(集団登校は2時間遅れ)
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時55分）から始業
(集団登校は5時間遅れ、給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

2 登校前に「特別警報」が発表された場合

臨時休業 解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先してください。

- ・午前0時までに解除になった場合は 5校時（13時55分）から始業
(集団登校は5時間遅れ、給食は中止)

3 在校中に発表された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置き、お子達を保護者の皆様に引き渡すこととします。引き渡すときは、学校ホームページやPTAメールなどでお知らせします。子どもたちが安全に帰宅できますようにご協力ください。

※ 「暴風警報」「特別警報」についての措置であり、「大雨警報」が発令されてもこのような措置は取りません。ご確認ください。

※ 学年当初に配布いたしました「台風等に対する非常措置についてのおしらせ」をご参照ください。学校ホームページ「配布文書」にも掲載しています。